

4.1 職業能力基準

4.1.1 制度概要

現在タイの評価制度には2種類の基準がある。1つは労働基準試験、もうひとつは労働管理基準認定である。前者は「技能開発促進法」の下、労働者個人に対して実施するもので、技能開発局は受けるよう推奨しており、この試験に受かった者には修了証書（Certificate）が授与される。後者は「タイ労働基準の範囲・手順に関する規則」に基づき、企業に対して実施されるものである。この法は労働省により施行され、その目的はタイの労働基準を監督し、社会に対する責任を果たし、タイのビジネス機会を拡大し、タイ労働者の生活の質を向上させることにある。労働保護福祉局は、企業の評価と認定を担当している。また、企業の実績やそれが労働基準に合致しているかどうかについても評価する役目を負う。評価過程に合格した企業には認定証が付与される。

4.1.2 整備状況

技能開発局はタイ人労働者の職業技能の基準設定に責任を負う。それぞれの業務分野には3段階の技能レベルがあり、理論（筆記）と実技の2つの試験を受けなければならない。技能開発局は6つの職種における135の技能試験を用意している。以下、全技能基準分野である。

表 4 - 1 労働技能基準細目と開催試験の種類

No.	職種	技能レベル		
		1	2	3
	建設			
1	木造建設職人	○	○	○
2	屋内木造職人（建具士）	○	#	#
3	鉄骨職人	○	#	#
4	鉄筋コンクリート職人	○	#	#
5	レンガ職人	○	○	○
6	左官工	○	○	○
7	壁及び床のタイル職人	○	○	#
8	衛生配管工	○	○	#
9	アルミニウム建設職人	○	○	○
10	建設物塗装職人	○	○	#
11	内装塗装職人	○	○	○
12	石材研磨職人	○	#	#
13	石膏プaster工	○	#	#
14	石膏塗裝飾工	○	#	#
15	コンクリート屋根付工	○	#	#

工業				
16	手動金属アーク溶接工（MMAW）	○	○	○
17	フラックス・コアード溶接工（FCAW）	○	○	○
18	マグ溶接工（MAG）	○	○	○
19	ティグ溶接工（TIG）	○	○	○
20	ガス溶接工（○AW）	○	○	#
21	ガス切断工（○FGC）	○	-	-
22	認定溶接検査者・AWI	○	-	-
23	スチールメタル加工	○	#	#
24	パイプ工	○	○	#
25	溶融工	○	#	#
26	旋盤工	○	○	○
27	切削工	○	○	○
28	金型整備工	○	#	#
29	機械工具整備工	-	○	#
30	機械加工検査者	-	○	#
31	ジグ・備品加工	-	○	#
32	金型パターン工	-	○	○
33	金型（鋳型）工	○	○	#
34	金型（打ち抜き）工	○	#	#
35	機械設計者	○	#	#
36	工場機械専門職人	○	-	-
37	コンピューターCAD 機械設計者（CAD）	○	○	○
38	ダイキャスト成型工	○	○	#
39	ニューマチック工	○	#	#
40	高密度ポリエチレン管溶接工	○	-	-
41	ポンプ・バルブ工	○	#	#
42	トランスミッション工	○	#	#
輸送機器				
43	自動車機械工	○	○	○
44	自動車電気工	-	○	#
45	ディーゼルエンジン修理工	○	○	○
46	自動車修理工	○	○	-
47	ディーゼルエンジン・ポンプ修理工	○	#	#
48	オートバイ修理工	○	○	#
49	重機械工	○	○	#
50	小型自動車空調工	○	#	#
51	車内装飾工業（カーアクセサリ）	○	-	-

52	農業用トラクター修理工	○	#	#
53	軽量ディーゼルエンジン機械工	○	-	-
54	軽量ガソリンエンジン機械工	○	-	-
55	板金工	○	○	#
56	自動車塗装工	○	○	○
57	掘削機操作者	○	-	-
58	グレイダ操作者	○	-	-
59	ホイールローダー操作者	○	-	-
60	ブルドーザー操作者	○	-	-
61	ローラー操作者	○	-	-
62	フォークリフト操作者	○	-	-
63	クレーン車操作者	○	-	-
64	牽引トラック操作者	○	-	-
65	オフハイウェイトラック操作者	○	-	-
66	トラック操作者	○	#	#
67	タワークレーン操作者	○	-	-
68	バックホー・ローダー操作者	○	-	-
69	電気フォークリフト操作者	○	-	-
71	公共バス運転手	○	#	-
72	車両平衡度調整工	○	#	#
	電気・電子・コンピューター			
73	屋内電気工	○	○	○
74	工事電気工	○	#	#
75	屋外電気工	○	#	#
76	工業電気制御工	○	○	#
77	家庭用及び小型業務用空調工	○	○	#
78	家庭用及び小型業務用冷凍工	○	#	#
79	ラジオ及びテレビ工	○	○	○
80	電気工（テレビ）	○	#	-
81	工業電気工	○	#	#
82	電気通信工（ワイヤレスネットワーク）	○	#	#
78	電気通信工（工場屋外）	○	#	#
79	電気通信工（データ通信）	○	#	#
80	電気通信工（マイクロ波衛星通信）	○	#	#
81	マイクロコンピューター修理工	○	○	#
82	コンピューターオペレーター（データベース）	○	-	-
83	コンピューターオペレーター（グラフィック）	○	-	-
84	ウェブプログラマー	○	○	-

85	クリーンルーム用空調工	○	#	#
	工芸			
86	木製家具職人	○	#	#
87	家具塗装職人	○	#	#
88	室内塗装職人	○	○	○
89	シートオフセットプリント職人	○	○	#
90	宝石加工職人	○	○	#
91	金細工職人	○	○	#
92	宝石細工職人	○	○	○
93	靴職人	○	○	○
94	鞆職人	○	#	#
95	紡績部門：紡績機準備者	○	-	-
96	紡績部門：紡績機操作者	○	-	-
97	機織部門：整経機操作者	○	-	-
98	機織部門：編み機糸通し職人	○	-	-
99	機織部門：定寸装置操作者	○	-	-
100	機織部門：機織機操作者	○	-	-
101	編部門：縦編み機操作者	○	-	-
102	編部門：横編み機操作者	○	-	-
103	染色部門：織物染色職人	○	○	○
104	染色部門：織物プリント職人	○	#	#
105	染色部門：織物最終加工職人	○	#	#
106	縫製加工：パターン職人	○	#	#
107	縫製加工：仕立て職人	○	#	#
108	縫製加工：裁縫職人	○	○	#
109	婦人服仕立て職人	○	○	○
110	工業用ミシン及び付属品修理工	○	○	#
111	花職人	○	○	#
112	工業用ミシン付属品技能工	○	-	-
	サービス			
113	タイ料理調理人	○	○	-
114	給仕係	○	#	#
115	客室清掃員	○	#	-
116	伝統的タイマッサージ師	○	○	○
117	保育士	○	-	-
118	高齢者介護士	○	-	-
119	美容師	○	#	#
120	理容師	○	#	#

121	コンピューターオペレーター（文書処理）	○	-	-
122	コンピューターオペレーター（表計算）	○	-	-
123	コンピューターオペレーター（プレゼンテーション）	○	-	-
124	健康増進セラピスト：タイハーブ・アロマ・マッサージ	○	#	-
125	健康増進セラピスト：タイハーブ・アロマ・栄養管理	○	#	-
126	健康増進セラピスト：タイハーブ・アロマ・ hidroセラピー	○	#	-
127	健康増進セラピスト：タイハーブ・アロマセラピー	○	#	-
128	健康増進セラピスト：西洋スパ・マッサージ	○	○	-
129	健康増進セラピスト：西洋スパ・栄養管理	○	○	-
130	健康増進セラピスト：西洋スパ・ hidroセラピー	○	○	-
131	健康増進セラピスト：西洋スパ・アロマセラピー	○	○	-
132	家政婦	○	-	-
133	受付係	○	#	-
134	焼き菓子職人	○	○	-
135	パン焼き職人	○	#	-

* ○：承認済み #：審査中 -：予定なし

*出典：The Department of Skill Development (Update December 2009)

一方の2003年の「タイ労働基準の範囲・手順に関する規則」では、企業の管理基準の承認について主に取り上げており、企業に国際レベルの基準に見合った活動を要求している。

*参考：Department of Labor Protection and Welfare（電話：66-2-245-4837）

4.1.3 利用状況

労働基準試験の作成は、まず専門家チームを結成し試験問題を作成し、その後委員会が定期的に試験問題を評価し標準化することになっている。技能開発局によれば、年間6回以上の定期評価が行われている。受験者数は、1972年から2008年の間に約40万人にのぼる。企業に対する労働管理基準認定は、厳正に審査された民間企業に委託し評価業務に当たらせる。品質管理はそれら個々の企業が行う。2008年11月27日までに約1,266の機関が評価、認定されている。認定を受けた企業は毎年更新のために評価を受け直さなくてはならない。

【開発中の新職業能力基準について】

間もなくタイでは新しい職業能力基準体制が導入される予定である。これは「国家能力資格枠組み（National Competency Qualification Framework：NCQF）と呼ばれ、現体制以上の資格範囲を網羅し、高度に標準化された評価制度についても規定する。また、新評価では学歴加味されるため、現体制以上に複雑となる。

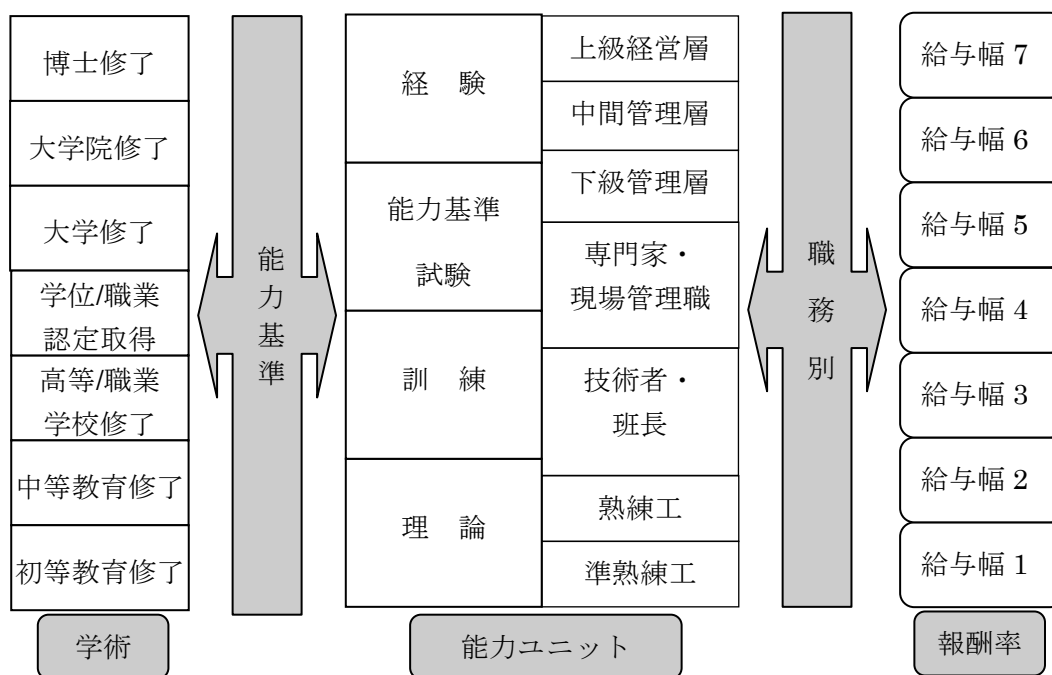
新評価体制は4つの要素から構成され、それらは国家能力認識制度（National Competency Recognition System：NCRS）、能力基準技能開発（Competency Based Skill Development：CBSD）、能力基準技能標準制度（Competency Based Skill Standard：

CBSS)、能力基準給与管理制度 (Competency Based Salary Management System : CBSM) である。

新職業能力基準評価制度には4つの主要な組織が関係している。技能開発局、職業組織委員会(組合)、職業組織、それに職業支援委員会である。理事会はこれら組織から選ばれた人で形成され、業務基準、能力証明体制、共通業務基準、個々人の能力に見合った基準賃金、職業区分、職業分析チーム、職業支援コース、の確立を主たる任務として活動することが求められる。新体制の構成要素は次の表に記述されるように、互いに関係している。

また、この新しい体制案では、共通実務能力と特殊技能という2種類の基準がある。両基準はそれぞれ独自の評価、支援、証明制度を持つ。品質管理については、能力基準品質保証委員会が管理と監視に責任を持つ。体制案は、業務経験、能力基準評価、実務訓練及び理論背景に焦点を絞り、職業によって差はあるがそれぞれの証明は3~5年間の有効期間とする。

図4-1 国家能力資格枠組み (NCQF)



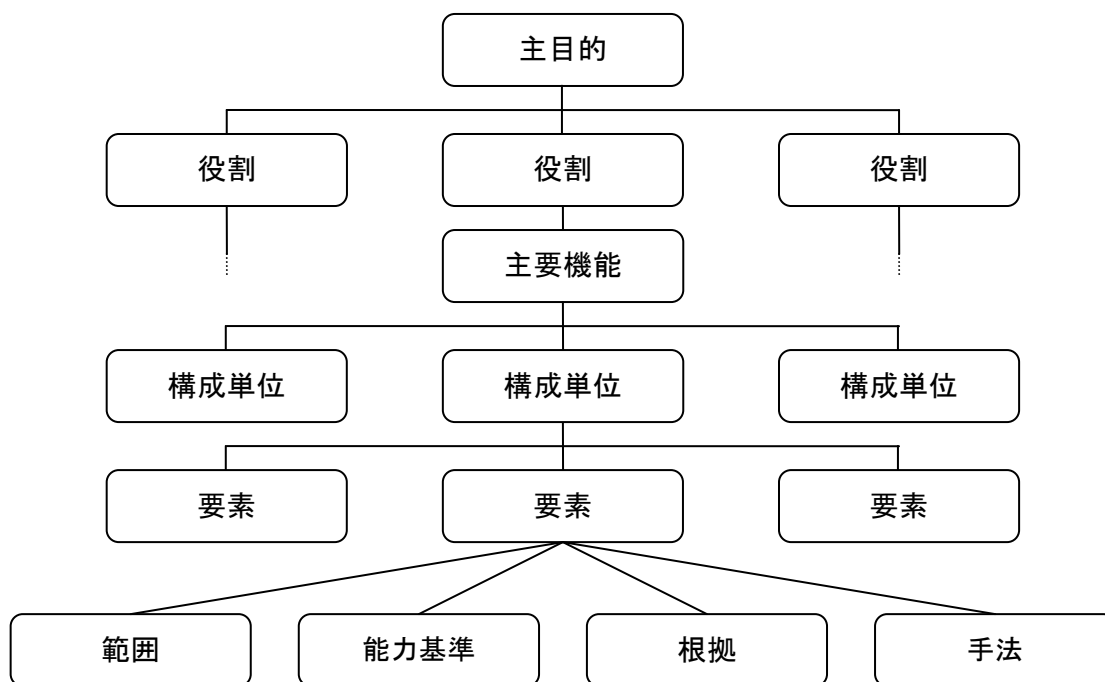
*出典：The Bureau of Vocational Standards and Qualification, 2008

技能開発局によって開発されたこの新しい国家能力資格枠組み (NCQF) とは別に、「職業能力基準 (Occupational/Competency Standard : OCS)」という類似の制度がある。職業能力基準は職業基準資格局が開発したものであり、その目的とするところは国の職業基準を定め、使える職業資格指標、評価制度を確立することにある。加えて、職業基準は特定の職業や業界の組合、例えば職業組合や商工会等といった組織に関係する人によって決められている。OCS と NCQF は似たものに見えるが、OCS は職業の基準であり、NCQF は技能の基準について示したものである。機能区分の策定には、「機能別分析手法」という手法が用いられる。これは、設定目標、主な機能、能力の構成単

位、能力要素、能力の判定範囲、基準、根拠、手法などを階層化して分析するものである。

また、体制については、OCSは学術重視、NCQFは総合的な実務能力を重視するという点で異なる。

図 4 - 2 職業能力基準の体制



*出典：The Bureau of Vocational Standards and Qualification, 2008

タイの元首相 Somchai Wongsawat 氏は国家経済社会開発理事会に、職業資格に関する国の新しい認定機関を設置するよう要望した。系統だった信頼のおける評価を通じて、タイ国民の能力開発を促進すること、雇用者の要求に合致すること、個人の能力に基づいた公正な給与基準を示すこと、タイ国民に生涯教育を促すことが期待されている。

設立された国の認定機関が、タイ全体の能力基準と個人の能力開発から国の方針策定にいたるまで、すべての関係する人の能力開発をカバーすることになる。すなわち、先に述べた基準はすべてこの新しい制度に組み入れられ、この制度は多くの公的あるいは民間機関に大いに貢献することが確実視されている。

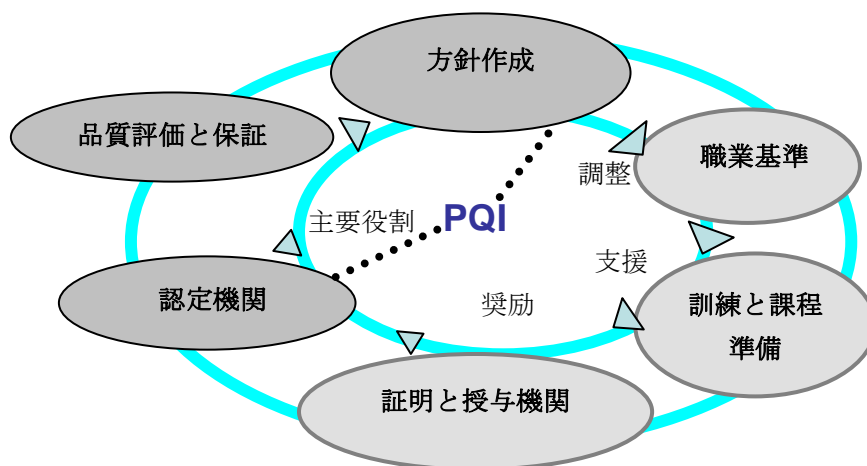
この制度の第1段階として、職業能力基準を参照して職業資格や職業能力基準を設定することがあげられる。訓練と準備課程は制度の中で第2段階とされているが、労働市場の要求に合うような教育と訓練になるよう質を改善することで能力改善を図るものである。

第3段階は証明と授与であり、担当機関は技能開発局、職業組織評議会・組合、職業組織、職業支援理事会である。（現行の労働基準試験と国家能力資格体制を参照。）

第4段階は認定機関であり、外部の団体あるいは職業組合等に免許を与えて労働者の能力認証を行う、というものである。この仕組みは2003年のタイ労働基準の範囲・手順に関する規制で定めた手順と類似している。最後の2つの段階はフォローアップと方針策定

に関するもので、この制度の質向上を期待するものである。

図 4 - 3 国家経済社会開発委員会（2008 年）による能力資格のフローチャート



*出典：The National Economic and Social Development Board 2008

ところが、その先の職業資格と能力基準の開発状況は遅々として進んでいないのが現状である。その理由は関係する主要機関、具体的には国家経済社会開発委員会・職業教育局・教育省・技能開発局・労働省といった組織間の衝突によるものであり、それを解決する大局的政治意思が欠けているためである。現在職業開発局による準熟練及び熟練工の職業能力基準の促進と浸透活動だけはうまく行っていると言えよう。

4.2 職業能力評価・資格制度及び実施状況

4.2.1 制度概要

職業能力とは一般に、雇用主の期待する水準を満たすために必要な特別な個人の技能や知識、能力を指す。国の競争力を上げるためには、個人の職業能力向上は非常に重要であり、労働者は市場のニーズに合うだけの職業能力を身につけることが求められる。職業能力基準評価は、労働者の能力レベルを示し、向上させる重要な手法となる。職業能力基準評価は知識、能力、技能、及び特定分野の職業における労働の性質で構成される。タイの有効な職業能力評価制度はただ1つ、技能開発局が行う「労働基準評価試験」である。

労働基準評価には3つの目的があり、個人の能力証明のため、外国で就労する人のための能力証明、企業の要望に沿った能力証明を用意するため、である。労働基準試験の特徴に関しては、試験はだれでも受けることができ、試験は筆記20%、実務80%の配分になっている。筆記試験は職種によって50～100の設問があり、内容は特定職種の知識、ノウハウ、手法の使い方や保守についてである。実務試験は、適切に対象物を扱えるか、仕事の正確さ、時間の正確さ、工具の安全な使い方や保守、について行われる。外国での就労や企業からの要請で個人の職業能力証明を行う場合の試験については、技能開発局あるい

は雇用主からの要請に従い、違った形で実施される。すべての試験は職業専門知識、技能、労働特性の3つの要素で構成される。技能開発推進法では雇用者に対し、職業能力基準試験合格者への資格手当を法律の定めるところに従って支払うよう求めている。

4.2.2 評価の実施状況

技能基準試験には、国内就労のための試験と、外国での就労のための試験、企業の要望に応じて行われる試験の3種類がある。2009年の技能開発局統計によれば、職業能力評価制度は2008年には前年の約30%増に相当する426万人の申込み者となった。以下は技能基準試験に関する統計である。

表4-2 国内就労のための技能基準試験に関する統計

職種	計		男		女	
	受験	合格	受験	合格	受験	合格
建設	7,856	6,242	7,539	6,070	317	172
木造建設職人	2,877	2,759	2,870	2,754	7	5
鉄筋コンクリート職人	5	5	4	4	1	1
レンガ職人	2,604	1,938	2,462	1,853	142	85
左官工	1,212	756	1,143	717	69	39
壁及び床のタイル職人	393	248	340	236	53	12
衛生配管工	77	70	77	70	-	-
アルミニウム建設職人	227	145	202	130	25	15
建造物塗装職人	402	269	389	261	13	8
内装塗装職人	12	12	12	12	-	-
石材研磨職人	47	40	40	33	7	7
輸送機器	8,247	6,636	8,156	6,579	82	57
自動車機械工	2,114	1,559	2,103	1,552	9	7
自動車電気工	8	8	8	8	-	-
ディーゼルエンジン修理工	1,271	937	1,267	934	4	3
自動車修理工	701	604	699	602	2	2
オートバイ機械工	2,037	1,779	2,030	1,773	7	6
自動車空調工	30	23	23	23	-	-
小型ディーゼルエンジン機械工	433	345	426	342	7	3
ガソリンエンジン機械工	218	150	218	150	-	-
小型ガソリンエンジン機械工	23	23	23	23	-	-
板金工	248	230	248	230	-	-
自動車塗装工	578	524	576	522	2	2
グレイダ操作者	39	10	39	10	-	-
フォークリフト操作者	448	345	399	313	49	32
電気フォークリフト操作者	99	99	97	97	2	2

電気・電子・コンピューター	7,375	5,203	6,640	4,781	735	422
屋内電気工	2,305	1,744	2,281	1,726	24	18
工事電気工	485	361	482	358	3	3
屋外電気工	18	17	18	17	-	-
家庭用及び小型業務用エアコン	1,462	1,195	1,437	1,178	25	17
家庭用及び小型業務用冷凍機	115	91	114	90	1	1
ラジオ及びテレビ工	1,647	896	1,503	815	144	81
工業電気工	133	91	130	88	3	3
電気通信工（マイクロ波衛星通信）	61	45	61	45	-	-
マイクロコンピューター修理工	555	433	468	381	87	52
コンピューターオペレーター （データベース）	590	329	144	83	446	246
コンピューターオペレーター （グラフィック）	4	1	2	-	2	1
工芸	1,778	1,430	480	402	1,298	1,028
木製家具職人	333	279	314	262	19	17
家具装飾職人	45	45	45	45	-	-
室内装飾職人	10	10	9	9	1	1
宝石細工職人	53	17	18	7	35	10
縫製業：ミシン操作者	1,029	830	39	37	990	793
婦人服仕立て職人	171	139	10	7	161	132
工業用ミシン及び付属品修理工	21	15	11	5	10	10
工業用ミシン付属品技能工	116	95	34	30	82	65
工業	4,423	2,879	4,327	2,802	96	77
手動金属アーク溶接工（MMAW）	1,910	1,056	1,903	1,053	7	3
フラックス・コアード溶接工（FCAW）	27	20	27	20	-	-
マグ溶接工（MAG）	420	315	415	310	5	5
ティグ溶接工（TIG）	208	130	208	130	-	-
電気溶接工	12	12	12	12	-	-
ガス溶接工（OAW）	10	8	10	8	-	-
ガス切断工（OFGC）	8	8	8	8	-	-
旋盤工	664	400	661	400	3	-
金型整備工	565	441	556	435	9	6
機械設計者	5	5	5	5	-	-
コンピューターCAD機械設計者（CAD）	470	368	402	309	68	59
高密度ポリエチレン管溶接工	124	116	120	112	4	4
サービス	21,992	15,282	4,338	2,905	17,654	12,377

タイ料理調理師	2,298	1,906	954	784	1,344	1,122
給仕係	463	412	146	139	317	273
客室清掃員	234	208	27	25	207	183
タイマッサージ師	6,792	5,960	810	711	5,982	5,249
美容師	213	189	18	14	195	175
理容師	58	43	18	16	40	27
コンピューターオペレーター（文書処理）	8,973	4,989	1,757	933	7,216	4,056
コンピューターオペレーター（表計算）	1,509	792	316	114	1,193	678
コンピューターオペレーター （プレゼンテーション）	1,390	740	284	163	1,106	577
受付係	62	43	8	6	54	37
合計	53,309	38,813	32,526	24,326	20,774	14,487

表 4 - 3 外国で就労するための技能基準試験に関する統計

職種	計		男		女	
	受験	合格	受験	合格	受験	合格
建設	301	267	301	267	-	-
木造建築職人	32	32	32	32	-	-
鉄筋コンクリート職人	44	36	44	36	-	-
レンガ職人	95	82	95	82	-	-
左官工	36	34	36	34	-	-
壁及び床のタイル職人	2	2	2	2	-	-
木枠工	88	78	88	78	-	-
建造物塗装職人	4	3	4	3	-	-
輸送機器	17	14	17	14	-	-
自動車機械工	1	1	1	1	-	-
ディーゼルエンジン修理工	4	3	4	3	-	-
ガソリンエンジン修理工	1	1	1	1	-	-
板金工	3	3	3	3	-	-
自動車塗装工	2	1	2	1	-	-
駆動系・サスペンション機械工	1	1	1	1	-	-
重機械操作者	5	4	5	4	-	-
電気・電子・コンピューター	18	16	18	16	-	-
工事電気工	3	3	3	3	-	-
屋内電気工	15	13	15	13	-	-
工芸	2	2	-	-	2	2
縫製：ミシン操作者	2	2	-	-	2	2

工業	186	154	185	153	1	1
建築溶接	1	1	-	-	1	1
電気溶接	144	120	144	120	-	-
X線溶接	9	9	9	9	-	-
手動金属アーク溶接工（MMAW）	32	24	32	24	-	-
合計	524	453	521	450	3	3

表 4-4 企業の要望によって行われる技能基準試験に関する統計

職種	計		男		女	
	受験	合格	受験	合格	受験	合格
電気・電子・コンピューター	5	5	5	5	-	-
屋内電気工	1	1	1	1	-	-
電気据付	3	3	3	3	-	-
発電機	1	1	1	1	-	-
工業	220	208	202	191	18	17
サブマージ PA 溶接	4	3	4	3	-	-
サブマージ PB 溶接	1	1	1	1	-	-
衛生 316 溶接	8	5	8	5	-	-
専門溶接	10	10	10	10	-	-
鉄建造物溶接	6	4	6	4	-	-
電気溶接	20	15	20	15	-	-
電気溶接 3 G	2	2	2	2	-	-
手動金属アーク溶接（MMAW）	5	5	5	5	-	-
エアコン配管溶接	164	163	146	146	18	17
サービス	889	475	318	141	571	334
健康増進セラピスト：タイマッサージ	43	40	10	7	33	33
データ保存	573	275	178	54	395	221
客室清掃員	19	17	3	2	16	15
伝統的タイマッサージ	41	29	13	8	28	21
フォークリフト運転手	92	64	87	59	5	5
コンピューターオペレーター（文書処理）	22	22	7	7	15	15
コンピューターオペレーター（表計算）	64	24	13	3	51	21
コンピューターオペレーター（プレゼンテーション）	35	4	7	1	28	3
合計	1,114	688	525	337	589	351

*出典：The Department of Skill Development Annual Report . (2009)

表 4 - 5 業種別外国就労者向け技能基準試験

業種	人数（人）			合格/不合格率（%）	
	受験	合格	不合格	合格	不合格
建設	9,419	8,639	780	91.72	8.28
工業	3,630	3,365	356	92.70	9.81
機械	1,241	1,241	-	100.00	0.00
電気・電子	380	377	3	99.21	0.79
工芸	33	33	-	100.00	0.00
サービス	928	776	152	83.62	16.38
計	15,631	14,431	1,291	92.32	8.26

*出典：The Department of Skill Development Annual Report. (2009)

4.3 相互認証

現在タイが公式に外国と締結している労働力相互認証協定は 2 つしかない。1 つは日本との経済連携協定、もう 1 つはオーストラリアとの自由貿易協定である。他にはニュージーランドとの自由貿易協定が交渉中で、この中に移住労働の条項も含まれている。オーストラリアとの協定では、タイの技能開発局の試験に合格してオーストラリアの雇用主と雇用契約を結んでいるタイ料理の調理人は、4 年間有効のオーストラリア労働許可証を得ることができ、最大 2 年間延長可能（つまり最長計 6 年間有効）となっている。オーストラリア政府はさらに、労働市場試験や雇用主を探す期間を 4 週間以内と規制していたが、これを撤廃した。ニュージーランドとの協定でも同様の条件だが、しかし労働許可証の期間が 3 年及び延長 1 年間と、さらに短くなっている。日本との経済連携協定の第 5 節では、タイ人の調理人は入国管理法によって次のような条件を満たさなければならないとされている。

- (1) 最低 5 年間のタイ調理人としての業務経験を有すること
 （この中には、タイ国労働省による国家職業技能基準証明書を取得するための訓練期間も含める。）
- (2) タイ料理の調理人として、タイ労働省認定レベル 1 の資格を最低限有すること
- (3) 日本でのタイ料理調理人としての申請前に、少なくとも 1 年間はタイにおいて調理人として収入を得ていること

同協定の第 5 節 1 項では、タイ調理人の国家技能基準について規定されている。

- (1) タイ国は日本の求めに応じて、タイ調理人の技能認定を有する者のリストを、写真を添えて提供すること
- (2) タイ調理人の技能認定内容が変更された場合には、外交ルートを通じてその変更内容をタイ国は日本に連絡すること

自由貿易協定以外にタイが外国と結んでいる相互認証協定はないが、査証や労働許可証

面での要望事項はある。例えばマレーシアでは、タイ人による労働許可証申請の際にタイの技能開発局の認定証を求める。シンガポールでは、一部のタイ技能試験が公的・私的分野で受け入れられるようになった。海外の資格取得者は、該当の国家技術資格試験に関し、その全部又は一部が免除される。日タイ間では、法的最低賃金は、日本の定めに従じる。

【参考文献】

1. Division of Skill Standard Setting. (n.d.) .
<http://home.dsd.go.th/standard/dsss/index.html>
2. Japan-Thailand Economic Partnership Agreement: JTEPA
<http://www.thaifta.com/ThaiFTA/Home/FTAbCountry/tabid/53/ctl/detail/id/25/mid/480/usemastercontainer/true/Default.aspx>
3. Khun Vinai and the Office of Labor Skill Test and Standard Development. (n.d.) .
Labor Skill Standard Test by interviewing responsible officers. 6622451859.
4. Labor Standard Test. (n.d.) .
http://www.dsd.go.th/index.php?option=com_content&task=view&id=187&Itemid=174
5. Library of Department of Skill Development. (n.d.) .
<http://library.dsd.go.th/dsdinfor/index.aspx>
6. Thai Labour Standard Certification. (n.d.) .
<http://www.labour.go.th>
7. Thailand-Australia Free Trade Agreement: TAFTA. (n.d.) .
<http://www.thaifta.com/>
8. The Bureau of Vocational Standards and Qualification. (2008) . *Occupational Standards/Competency Standards*, Bangkok.
9. The Department of Labor Protection and Welfare. (n.d.) . *Thai Labor Standard Certification by interviewing an officer.* 6623541642-3.
10. The Department of Skill Development. (2008) . *The Skill Development Report of the year 2007.*
11. The National Economic and Social Development Board. (2008) . *Human Capital Development and Social Capital.* (The paper is presented in TDRI Year End Forum held on November 2008 at Ambassador Hotel, Pattaya.)